熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業
公表資料　修正箇所一覧表

公表資料の修正事項について以下に示します。（「頁」欄は旧資料の頁、新資料の頁の順に掲載しています。）

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
1	要求水準書	16 ⇒ 16	第２	2	（２）	ア	-	西側道路の一部（石原小学校側）は、その拡張に当たり令和４年度から設計を開始し、令和６年４月末までに工事完了を予定している。なお、詳細は【資料６「西側市道拡幅関連資料」】参照すること。	西側道路の一部（石原小学校側）は、その拡張に当たり令和４年度から設計を開始し、令和６年４月末までに工事完了を予定している。また、入口付近の電力柱の移設は不可とする。なお、詳細は【資料６「西側市道拡幅関連資料」】参照すること。
2	要求水準書	17 ⇒ 17	第２	2	（３）	ア	―	なお、各機能の面積は上記規模の面積を下限値とし、＋５％を上限値とする。ただし、これらの値は、必要面積を満たし、不必要な規模の増加を防ぐために設定しており、各施設の要求水準や目的を満たした上で、施設運用や利用者にとって有効な場合は、それらの計画意図を明示して提案することも可能とする。特に、売店や飲食施設等については、附帯事業の内容に応じて機能付加や面積増加等の提案が可能なものとする。	なお、各機能の面積は上記規模の面積を基準とし、＋５％から－５％の範囲で事業者の提案に委ねるものとする。ただし、これらの値は、必要面積を満たし、不必要な規模の増加及び低下を防ぐために設定しており、各施設の要求水準や目的を満たした上で、施設運用や利用者にとって有効な面積となるよう留意すること。 また、面積が指定されている室については、指定された数値を下限とすること。その他の室については、法令を遵守する限りにおいて、上記①～⑤の各機能の規模の値が、それぞれ＋５％から－５％を逸脱しない範囲で事業者の提案に委ねるものとする。
3	要求水準書	17 ⇒ 17	第２	2	（３）	イ	①駐車場	保育所駐車場：約 35 台	保育所駐車場：35 台

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
4	要求水準書	17 ⇒ 17	第２	2	（３）	イ	①（仮称）中央保育所園庭	約 800 ㎡	800 ㎡
5	要求水準書	20 ⇒ 20	第２	2	（６）	ウ	（エ）	「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、各施設で指定する諸室の内装（床面を除く）においては、木質化を図ること。	「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、（仮称）中央保育所で指定する諸室の内装（床面を除く）においては木質化を図り、その他の施設については木質化に努めること。
6	要求水準書	21 ⇒ 21	第２	3	（１）	イ	（ウ）	エントランスホール、子育て広場、乳幼児室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化を図ること。また、木質化に当たっては、県内産木材（調達が難しい場合は近県産の国産木材）を採用すること。	エントランスホール、子育て広場、乳幼児室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化に努めること。また、木質化に当たっては、県内産木材（調達が難しい場合は近県産の国産木材）の利用に努めること。
7	要求水準書	21 ⇒ 21	第２	3	（１）	ウ	（ア）	２階建てとすること。	２階建て又は３階建てとすること。ただし、３階建てとする場合は、（仮称）こどもセンターの運営上３階建てにすることが有効であることを示した上で、周辺の民家への圧迫感や日影に配慮した計画とすること。
8	要求水準書	25 ⇒ 25	第２	3	（１）	エ	②諸室の要求事項（軽体育室）	クライミングウォール機能を設けること。設置場所はプレイルーム内も可とし、事業者の提案に委ねるものとする。	クライミングウォール機能等、児童が全身を使って身体を動かすことができる機能を設けること。設置場所はプレイルーム内も可とし、事業者の提案に委ねるものとする。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
9	要求水準書	27 ⇒ 27	第２	3	（１）	エ	－	※１ エントランスホール、子育て広場、乳幼児室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化を図ること。	※１ エントランスホール、子育て広場、乳幼児室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化に努めること。
10	要求水準書	30 ⇒ 30	第２	3	（３）	イ	（エ）	（仮称）こどもセンターと一体で整備する場合は、エントランスホール及び待合ホールを「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化を図ること。また、木質化に当たっては、県内産木材（調達が難しい場合は近県産の国産木材）を採用すること。	エントランスホール、子育て広場、乳幼児室の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化に努めること。また、木質化に当たっては、県内産木材（調達が難しい場合は近県産の国産木材）の利用に努めること。
11	要求水準書	30 ⇒ 30	第２	3	（３）	ウ	（ア）	１階又は２階建てとする。	１階、２階又は３階建てとすること。ただし、３階建てとする場合は、周辺の民家への圧迫感や日影に配慮した計画とすること。
12	要求水準書	32 ⇒ 32	第２	3	（３）	エ	②諸室の要求事項（事務室）	自動水栓の手洗い場（水）を設けること。	【削除】
13	要求水準書	34 ⇒ 34	第２	3	（３）	エ	－	※１ （仮称）こどもセンターと一体で整備する場合は、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化を図ること。	※１ （仮称）こどもセンターと一体で整備する場合は、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき、木質化に努めること。
14	要求水準書	46 ⇒ 46	第２	5	（２）	ウ	（ク）	今後、公用車が電気自動車（車種未定）に切り替わることを想定し、ＥＶ・ＰＨＥＶ充電用屋外コンセントを２台分用意すること。また、当該電気自動車による災害時特定負荷等への電源供給を可能にする設備を有すること。	【削除】

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
15	要求水準書	53 ⇒ 53	第２	7	（１）	エ	（イ）	（仮称）こどもセンター、（仮称）新石原児童クラブ、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の利用者を想定した駐車場を 145 台程度、公用車用 10 台程度とし、（仮称）中央保育所の利用者を想定した駐車場を35台程度で構成すること。	（仮称）こどもセンター、（仮称）新石原児童クラブ、（仮称）保健センター、休日・夜間急患診療所の利用者を想定した駐車場を 145 台程度、公用車用 10 台程度とし、（仮称）中央保育所の利用者を想定した駐車場を 35 台以上で構成すること。
16	要求水準書	53 ⇒ 53	第２	7	（１）	エ	（シ）	非常電源用を兼ねた公用車用普通充電器を２台設置すること。	【削除】
17	要求水準書	57 ⇒ 57	第３	2	（３）	ア	（イ）	雨水排水処理について、原則は宅内浸透とし、オーバーフロー分は道路側溝又は水路に排水することができる。	雨水排水処理について、宅内浸透とする。
18	要求水準書	59 ⇒ 59	第３	3	（２）	ウ	－	工事期間中は既存の施設運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議をすること。	【削除】
19	要求水準書	60 ⇒ 60	第３	3	（５）	イ	－	監理技術者届　２部	【削除】
20	要求水準書	61 ⇒ 61	第３	4	（４）	ウ	－	工事期間中は既存の施設運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議をすること。	【削除】
21	要求水準書	79 ⇒ 79	第５	7	（２）	イ	（ア）	貯水槽を設置する場合は、年４回、高圧洗浄による清掃を行うこと。	貯水槽を設置する場合は、年２回、高圧洗浄による清掃を行うこと。
22	要求水準書資料 1-1	－						－	※電力柱は移設不可の旨を図中に追記

<table>
<tr><th>No</th><th>書類名</th><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目１</th><th>小項目２</th><th>小項目３</th><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>23</td><td>要求水準書資料 1-9</td><td colspan="6">③（仮称）保健センター
⑤休日・夜間急患診療所</td><td>ー</td><td>※表中赤字箇所を参照すること。</td></tr>
<tr><td>24
※</td><td>参加資格審査様式集</td><td>10 ⇒
10</td><td colspan="6">様式３－３＜添付書類＞</td><td>
<table>
<tr><th>提出対象企業</th><th colspan="2">書類名</th><th>応募者確認</th><th>市確認</th></tr>
<tr><td rowspan="5">全ての構成員・協力企業</td><td>1</td><td>会社概要（パンフレット等）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近３年分）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近１年分）
※連結対象がある場合</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>納税証明書（法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）（直近１年分）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていることを証する書類</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>提出対象企業</th><th colspan="2">書類名</th><th>応募者確認</th><th>市確認</th></tr>
<tr><td rowspan="4">全ての構成員・協力企業</td><td>1</td><td>会社概要（パンフレット等）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近３年分）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近１年分）
※連結対象がある場合</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>納税証明書（法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）（直近１年分）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">解体企業</td><td>5</td><td>建設業法(昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有することを証する書類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>令和３・４年度熊谷市建設工事請負等の入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていることを証する書類</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>25
※</td><td>参加資格審査様式集</td><td>20 ⇒
20</td><td colspan="6">様式４－１＜構成員に関する記載項目＞</td><td>グループ名
商号又は名称
構成員　所在地又は住所
代表企業　印</td><td>グループ名
商号又は名称
構成員　所在地又は住所
代表者名　印</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No</th><th>書類名</th><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目１</th><th>小項目２</th><th>小項目３</th><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>26</td><td>提案審査様式集</td><td>２ ⇒ ２</td><td colspan="5">作成要領２（２）</td><td>
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr>
<tr><td colspan="3">①提案書類提出届</td></tr>
<tr><td>１－１</td><td>提案書類提出届</td><td rowspan="2">各１部</td></tr>
<tr><td>１－２</td><td>提案書類確認書</td></tr>
<tr><td colspan="3">②提案価格書</td></tr>
<tr><td>２－１</td><td>提案価格書</td><td rowspan="2">正本１部</td></tr>
<tr><td>２－２</td><td>提案価格内訳書</td></tr>
<tr><td colspan="3">③提案審査に関する提出書類</td></tr>
<tr><td>３－１</td><td>要求水準に関する確認書</td><td rowspan="13">正本１部
副本 13 部</td></tr>
<tr><td>３－２</td><td>企業名対応表</td></tr>
<tr><td>４－１～４－３</td><td>事業実施に関する提案書</td></tr>
<tr><td>５－１～５－15</td><td>施設整備業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>６－１～６－２</td><td>開業準備業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>７－１～７－７</td><td>維持管理業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>８－１～８－９</td><td>運営業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>９－１～９－３</td><td>附帯事業に関する提案書</td></tr>
<tr><td>10－１～10－５</td><td>事業計画に関する提案書</td></tr>
<tr><td>11－１</td><td>地域貢献に関する提案書</td></tr>
<tr><td>１２～12－16</td><td>施設整備業務に関する図面集</td></tr>
<tr><td>－</td><td>提案審査に関する提出書類の電子データ（ＤＶＤ－Ｒ）</td><td>正１枚</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>書類名</th><th>部数</th></tr>
<tr><td colspan="3">①提案書類提出届</td></tr>
<tr><td>１－１</td><td>提案書類提出届</td><td rowspan="2">各１部</td></tr>
<tr><td>１－２</td><td>提案書類確認書</td></tr>
<tr><td colspan="3">②提案価格書</td></tr>
<tr><td>２－１</td><td>提案価格書</td><td rowspan="2">１部</td></tr>
<tr><td>２－２</td><td>提案価格内訳書</td></tr>
<tr><td colspan="3">③提案審査に関する提出書類</td></tr>
<tr><td>３－１</td><td>要求水準に関する確認書</td><td rowspan="2">正本１部</td></tr>
<tr><td>３－２</td><td>企業名対応表</td></tr>
<tr><td>４－１～４－３</td><td>事業実施に関する提案書</td><td rowspan="13">正本１部
副本 13 部</td></tr>
<tr><td>５－１～５－15</td><td>施設整備業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>６－１～６－２</td><td>開業準備業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>７－１～７－７</td><td>維持管理業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>８－１～８－９</td><td>運営業務に関する提案書</td></tr>
<tr><td>９－１～９－３</td><td>附帯事業に関する提案書</td></tr>
<tr><td>10－１～10－５</td><td>事業計画に関する提案書</td></tr>
<tr><td>11－１</td><td>地域貢献に関する提案書</td></tr>
<tr><td>１２～12－16</td><td>施設整備業務に関する図面集</td></tr>
<tr><td>－</td><td>提案審査に関する提出書類の電子データ（ＤＶＤ－Ｒ）</td><td>正１枚</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No</th><th>書類名</th><th>頁</th><th colspan="5">大項目 中項目 小項目１ 小項目２ 小項目３</th><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>27</td><td>提案審査様式集</td><td>５ ⇒
５</td><td colspan="5">作成要領２（５）①</td><td>正本は様式３－１～12－16について、副本は様式４－１～11－１について、Ａ４版ファイル（縦２穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「事業名」、「提案書」、及び「登録番号」を記載し、以下のラベルを下部に添付すること。</td><td>正本は様式３－１～11－１について、副本は様式４－１～11－１について、Ａ４版ファイル（縦２穴）に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「事業名」、「提案書」、及び「登録番号」を記載し、以下のラベルを下部に添付すること。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>提案審査様式集</td><td>６ ⇒
６</td><td colspan="5">様式１－１</td><td><table><tr><td>企業名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>部署</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連絡責任者の
役職・氏名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>FAX 番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電子メール
アドレス</td><td></td><td></td></tr></table></td><td><table><tr><td>企業名</td><td></td></tr><tr><td>部署</td><td></td></tr><tr><td>連絡責任者の
役職・氏名</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>FAX 番号</td><td></td></tr><tr><td>電子メール
アドレス</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>29</td><td>提案審査様式集</td><td>Excel</td><td colspan="5">様式 10－３＜注記＞</td><td>【新規】</td><td>便宜上、市から事業者へ支払う委託料のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間の差を考慮せず、事業を実施した年度に計上してください。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>提案審査様式集</td><td>Excel</td><td colspan="5">様式 12－14</td><td>保育所駐車場　約 35 台
（仮称）保育所園庭　約 800 ㎡</td><td>保育所駐車場　35 台
（仮称）保育所園庭　800 ㎡</td></tr>
<tr><td>31</td><td>提案審査様式集</td><td>Excel</td><td colspan="5">様式 12－15　２．諸室表・内部仕上表
＜注記＞</td><td>※１　内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化を図ること。</td><td>※１　内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化に努めること。</td></tr>
</table>

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目１	小項目２	小項目３	修正前	修正後
32	提案審査様式集	Excel	様式 12－15　２．諸室表・内部仕上表 ＜注記＞					【新規】	※２　（仮称）中央保育所の内装（床面を除く）については、「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」に基づき木質化を図ること。
33	建設工事請負仮契約書（案）	1	表題					熊谷市建設工事請負契約約款	熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業 建設工事請負契約約款
34	建設工事請負仮契約書（案）	10	第 25 条	1 項				発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から起算して１２か月を経過した後に資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。	発注者又は受注者は、基本契約締結の日から起算して１２か月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
35	建設工事請負仮契約書（案）	10	第 25 条	4 項				この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。	この場合において、同項中「基本契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
36	建設工事請負仮契約書（案）	10	第 25 条	5 項				特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。	特別な要因により基本契約締結の日後において主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	修正前	修正後
37	建設工事請負仮契約書（案）	10	第25条	6項				予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。	予期することのできない特別の事情により、基本契約締結の日後において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

※質問No.24、25（参加資格審査様式集）に関する修正資料は、令和４年４月21日に公表済みです。（一覧表に記載はありますが、資料の修正はありません。）